

大分県報

令和五年
第三九一号
三月十四日

（火曜日）

目次

規則	大分県職員住宅管理規則の一部改正	一
教育委員会規則	大分県立高等学校学則の一部改正	一
告示	道路区域の変更（四件）	二
	道路の供用開始（二件）	三
	道路占用の制限	三
公告	総合評価一般競争入札の実施に係る公告の一部改正	四
	競争入札参加者の資格に関する公示	四
	一般競争入札の実施	五

○規則

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月十四日

大分県規則第四号

大分県職員住宅管理規則の一部を改正する規則

大分県職員住宅管理規則（昭和三十一年大分県規則第百号）の一部を次のように改正する。
第十一条第三項中「上野県職員アパート（は号）」、「上野県職員アパート（に号）」を削る。

大分県知事 広瀬勝貞

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

○教育委員会規則

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十四日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第一号

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県立情報科学高等学校の項中

情報電子科
情報管理科
情報経営科

を

情報電子科
A I テクノロジー科
情報管理科
情報経営科
ビジネスソリューション科
デジタル創造科

に改め、

同表の大分県立津久見高等学校の項中

普通科
生産機械科
電気電子科
会計システム科
ム科
総合ビジネス科
スロ

を

普通科
生産機械科
電気電子科
会計システム科
ム科
総合ビジネス科
スロ
地域みらい
ビジネス科

に改める。

附 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

○ 告 示

大分県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
------------	-----	---------	-------	-----

県道大分白杵線	白杵市大字江無田字楠元三七九番から 白杵市大字江無田字楠元三四一番三まで	前	メートル 五二・〇 〽一〇・五	メートル 三八〇・〇
		後	三三・五 〽六・五	三八〇・〇

大分県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
------------	-----	---------	-------	-----

県道緒方高千穂線	豊後大野市緒方町上冬原字宮ノ谷三七五番六から 豊後大野市緒方町上冬原字宮ノ谷三七五番九地先まで	前	メートル 三五・四 〽一五・七	メートル 二四・〇
		後	三五・四 〽一九・〇	二四・〇

県道牧口徳田竹田線	豊後大野市緒方町小原字竹ノ下一二三番三から 豊後大野市緒方町小原字竹ノ下一二六番五まで	前	三六・三 〽一〇・八	七九・〇
		後	四〇・一 〽一二・〇	七九・〇

大分県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
------------	-----	---------	-------	-----

県道中津吉富線	中津市大字牛神字屋敷三三二番二から 中津市大字牛神字屋敷三三二番三まで	前	メートル 一七・〇 〽一七・〇	メートル 二二・二
		後	一七・七 〽一七・〇	二二・二

<p>大分県告示第百十六号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和五年三月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和五年三月十四日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>区間</p> <p>区域変更前後別</p> <p>敷地の幅員</p> <p>延長</p>		<p>大分県告示第百十七号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、令和五年三月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和五年三月十四日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>供用開始年月日</p>		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>区域</p>		<p>大分県告示第百十九号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。</p> <p>その関係図面は、令和五年三月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和五年三月十四日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>供用開始区間</p> <p>供用開始年月日</p>	
<p>大分県告示第百十八号</p>		<p>県道豊前耶馬溪線</p> <p>中津市耶馬溪町大字大野字ナル田二六六〇番六地内</p> <p>後</p> <p>前</p> <p>三〇・七</p> <p>三六・四</p> <p>三二・一</p> <p>二二・一</p> <p>一六・九</p>		<p>大分県告示第百十九号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。</p> <p>その関係図面は、令和五年三月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和五年三月十四日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>		<p>道路の種類及び路線名</p> <p>一般国道二二三号</p> <p>一般国道五〇〇号</p> <p>一般国道四四二号</p> <p>県道湛水挾間線</p>		<p>大分市直入町大字長湯字垣外三八九八番三から</p> <p>竹田市直入町大字長湯字長迫三九一七番六まで</p> <p>令五・三・二〇</p>		<p>柞築市大字守江字木落八八四番五から</p> <p>柞築市大字狩宿字原九四二番六まで</p> <p>別府市大字鶴見字砂原一三九番三から</p> <p>別府市大字鉄輪字フロムシ三六八番一まで</p> <p>大分市大字上宗方字野添五三六番六から</p> <p>大分市大字上宗方字野添五五六番二まで</p> <p>大分市大字太田字大須一六四五番一二から</p> <p>大分市大字太田字辻一三八五番三まで</p>		<p>大分県知事 広瀬勝貞</p>	

令和五年三月十四日

大分県報（告示）

県道佐伯蒲江線	佐伯市大字堅田字ヨコテノ上一四一九番六から 佐伯市大字堅田字トウ鼻九〇五番五まで
県道庄内久住線	竹田市久住町大字久住字トケ迫六八八七番二から 竹田市久住町大字久住字無田口六三九一番二まで
一般国道二二二号	中津市三光田口字西荒田七三二番三から 中津市本耶馬溪町跡田字口ノ坪二五一番一まで

- 二 制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 三 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 四 占用の制限を開始する期日
令和五年四月一日

○公 告

令和五年一月二十日付け大分県報号外（三）に登載の県営明野住宅建替事業に係る総合評価一般競争入札の実施に係る公告の一部を次のように改正する。
令和五年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

3(4)ア(ア)中「午後1時～5時」の次を「(12日(金)は、午前9時～正午まで)」を加え、同号イ(イ)中「午後5時」を「正午」に改めろ。

ウ(4)中「procurement, post, or e-mail by between Wednesday 10th May and Friday 12th of the same month (excluding weekends and public holidays; between 9am and 5 pm)」を「procurement or post between Wednesday 10th May and Friday 12th of the same month, excluding weekends and public holidays, and between 9am and 12pm, or 1pm and 5pm (the latter excluding Friday 12th May)」に改めろ。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三十七二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。
令和五年三月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類
県立学校児童生徒・教員用タブレット端末 一式
- 二 競争入札の参加者資格
次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九一条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七(五〇六)二九六五

3 申請の時期

令和五年三月十四日(火曜日)から同月二十九日(水曜日)までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその他の添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和5年3月14日

大分県知事 広瀬 勝貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び数量

県立学校児童生徒・教員用タブレット端末 一式

(2) 納入期限

令和5年7月7日(金)

(3) 納入場所

大分県教育庁教育デジタル改革室

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和2年大分県告示第326号)第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約

<p>等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>3 入札参加申請の方法及び期間</p> <p>大分県物品等電子入札システム（以下「物品等電子入札システム」という。）により入札参加申請を、令和5年3月14日（火）午前10時から同年4月17日（月）午前10時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書（大分県物品等電子入札システム運用基準（以下「運用基準」という。）様式第5号）」を、令和5年4月17日（月）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 506 - 2966</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続</p> <p>競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和5年3月14日（火）から同月29日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/201100/shikaku2022.html</p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 506 - 2966</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p>	<p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870 - 8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097 - 506 - 2966</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和5年4月25日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p> <p>7 物品等電子入札システムの利用 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10枚掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間 入札参加申請が承認された時から令和5年4月25日（火）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p> <p>(2) 提出期限 令和5年4月24日（月）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和5年4月25日（火）午前10時30分</p> <p>12 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>14 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保</p>
--	---

<p>証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>15 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>16 最低制限価格に関する事項</p> <p>設定しない。</p> <p>17 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>18 契約準備行為</p> <p>本入札は、令和5年度予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行う。</p> <p>19 その他</p> <p>この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>20 Summary</p> <p>(1) One set of Tablets for students and teachers of prefectural school</p> <p>(2) Time limit for tender 10:00 a.m. 25 April, 2023</p> <p>(3) Management Bureau Address</p>	<p>Property Management Division Oita Prefectural Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2966</p>
--	---